

設楽町木質バイオマスストーブ等購入費補助制度のご案内

地域の自然エネルギーの有効利用及びその普及を促進することにより、地球の温暖化防止と木材関連事業の活性化を目指すため、下記のとおり薪や木質チップを燃料とした暖房機器の購入設置費用を補助します。

記

1 対象者

町内に住宅、事業所、農業用施設または集会施設を所有する個人、法人または団体

2 対象機器

薪、木質チップ、ペレットを主燃料として使用するストーブまたはボイラー

3 対象経費

対象機器本体の購入費

※ 設置工事費、煙突工事費、附帯設備費、運搬費その他機器本体以外に係る経費は対象外となります。

4 補助金額

対象経費の1/2以内（30万円を限度とします）

5 手続き方法

裏面のとおり

6 備考

- ・ 1棟につき1回利用することができます。
- ・ 申込みが予算総額に達した場合は、受付を締め切ります。
- ・ 設置した機器の使用状況等を調査させていただく場合があります。



問い合わせ先

設楽町役場 企画ダム対策課

〒441-2301 設楽町田口字辻前14番地

電話 62-0514（ダイヤルイン）

設楽町木質バイオマスストーブ等購入費補助制度申請の手続き

